

行政による対応に関するこれまでの主な意見

- 法律に基づく行政指導なら受けなければならないが、放送法上許される行政指導は、番組審議会を置いていない等の外形的なもののみ。ある時期から、行政指導の根拠が広く解釈されるようになり、番組の問題に突込んだ指導がされるようになった。これは、明らかに行政の間違い、あるいはこれを正さなかった政治の姿勢に問題がある。
- 今まで法律の根拠がない行政指導が繰り返されてきた。放送倫理検証委員会ができてからは、そのような行政指導は実施されていなかったが、去年になって何件かBPOの審議と並行する形、あるいは先回りする形で、行政指導があった。これまでの行政指導事案の背景・理由について、情報公開を求めたが、理由については全然説明されていない。
- 2009年にBPOの放送倫理検証委員会が審議を見送った3番組について総務省が嚴重指導をする一方で、BPOが訂正放送などの検討を勧告した事例では、総務省が行政指導を行わないと表明したというように正反対の姿勢があった。
- 行政指導が不透明で、放送事業者と政府の関係が見えないこともある。さらに、事業者の自主的取組も視聴者によく見えないとすると、そうした全体としての不透明さが放送局へのフラストレーションを招くことがある。
- 全く行政指導を行わなかった大臣もいれば、多発している大臣もいる。大臣ごとの差異が恣意的だと断定するつもりはないが、恣意的な発動を防ぐためには、政府から独立した独立行政委員会が放送行政を担うことが重要。

放送番組に係る行政処分・行政指導について

【行政処分】

- **行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為**をいう。(第2条第1項第2号)
- 不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに**義務を課し、又はその権利を制限する処分**をいう。(第2条第1項第4号)
- 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、不利益処分の名あて人となるべき者について、**意見陳述のための手続(聴聞又は弁明の機会の付与)を執り、不利益処分の理由を示さなければならない**。(第13条・第14条)

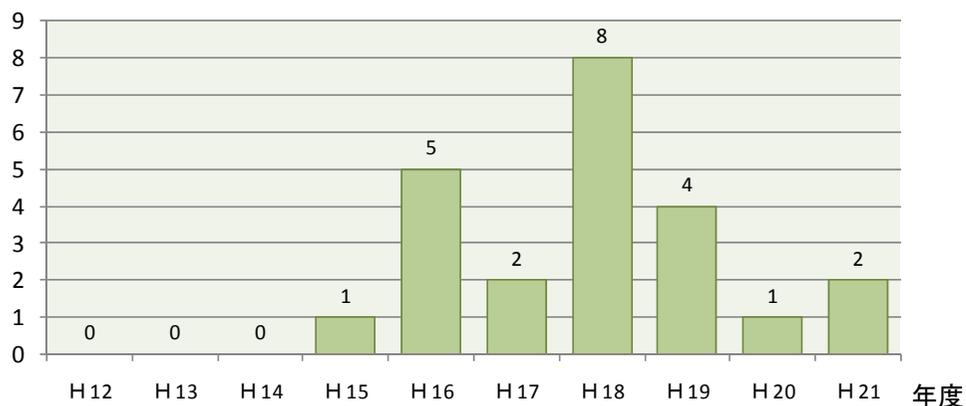
※ 条項は全て行政手続法

【行政指導】

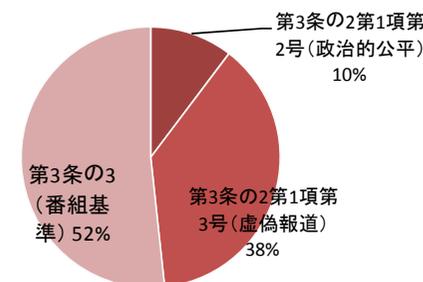
- 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の**作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為**であつて処分に該当しないものをいう。(第2条第1項第6号)
- 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が**あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるもの**であることに注意しなければならない。(第32条第1項)
- 行政指導に携わる者は、その相手方が**行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない**。(第32条第2項)

- これまで、我が国で放送番組に係る行政処分(不利益処分)が行われた事例はない。

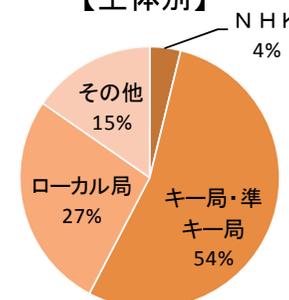
- 放送番組に係る過去(10年間)の行政指導件数



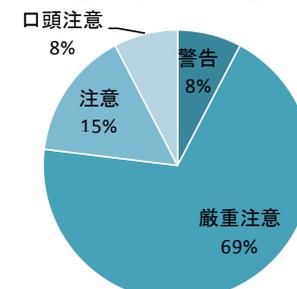
【違反根拠別】



【主体別】



【指導形態別】



(参考) 過去に問題となった主な事例

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H21.6.5	○「情報7days ニュースキャスター」事案 H21.4.11に放送した当該番組「地方自治特集」のVTRの中で、清掃車が普段ブラシを上げず清掃を中断しない交差点において番組スタッフからの依頼により番組のために清掃車がブラシを上げて清掃を中断した状態で通過するところの作業風景を撮影した映像をもって二重行政の象徴的な事例として紹介。	虚偽報道	○ 放送したTBSテレビに対し、情報流通行政局長名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。 再発防止に向けた取組について3か月以内に報告することを要請。
H19.4.27	○「たかじんONEMAN」事案 女性タレントと離婚した男性の名誉を毀損する内容を放送。 (男性が大阪地裁に提訴。H18.12.22 に男性の訴えを認める判決。控訴せず判決確定。)	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した毎日放送に対し、近畿総合通信局長名による嚴重注意を行い、再発防止に必要な措置を講ずることを要請。
H19.4.27	○「みのもんだ朝ズバツ！」事案 H19.1.22放送の「みのもんだ朝ズバツ！」で、不二家が期限切れ原材料を使用していたことを報道する際に、賞味期限切れのチョコレートを利用して販売した等と事実に基づかない放送を行った。 (4/18お詫び放送) ○「人間！これでいいのだ」事案 H19.2.3放送の「人間！これでいいのだ」で、ハイパーソニック音を聞くことで頭がよくなるという仮説を断定的な表現で放送。研究グループに無断で論文を引用。 ○「サンデージャポン」事案 H19.2.11放送の「サンデージャポン」で、柳沢厚労相の国会発言を不正確に編集し放送。また、「柳沢厚労相発言！街の人々の反応」として、登場人物に収録時間や質問事項を事前に伝えインタビューに応じさせていたもの。	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、情報通信政策局長名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組について強く要請。
H19.3.30	○「発掘！あるある大事典Ⅱ」事案 H17.1.9～H19.1.7放送の18番組のうち、8番組(「食材X」(納豆ダイエット)、「みかんorりんご」、「チョコレート」、「味噌汁ダイエット」、「総決算SP」、「有酸素」、「毒抜き」、「寒天ダイエット」)について捏造の放送を行った。	虚偽報道 番組基準違反	○ 放送した関西テレビ放送に対し、総務大臣名により警告を行い、再発防止に向けた真しな取組を強く要請。放送法違反の状態を再度生ずる場合には厳正に対処。 ○ 1か月以内に再発防止策、3か月以内に措置状況について報告することを要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H18.8.11	○「イブニング・ファイブ」事案 H18.7.21放送の「イブニング・ファイブ」において、旧日本軍731部隊の映像を扱った特集の中で、報道内容に関係のない人物の写真パネルを放送。	番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、総務大臣名による嚴重注意を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。
H18.7.11	○番組点滅(パカパカ)事案 スポンサーから提供された通販番組用の放送素材のうち、民放連の作成した「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」及び衛星放送協会の作成した「広告放送ガイドライン2004」に抵触する映像を放送。	番組基準違反	○ 放送したBS・CS放送事業者26社に対し、政策統括官名による注意を行い、放送法、番組基準等の遵守及び再発防止に向けた番組制作体制の確立について強く要請。
H18.6.20	○光点滅等の映像手法を使用した番組事案 NHK及び民放連が作成した「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に定める数値等の基準を逸脱した映像を放送。		○ 放送を行ったNHK及びテレビ東京ほか民放77社に対し、政策統括官名又は総合通信局長名等による嚴重注意等を行い、放送法及び番組基準等の遵守・徹底等再発防止に向けた体制の確立を強く要請。 ○ 再発防止策の措置状況について、3か月以内に文書により報告することを要請。 ※ 民放連にも要請
H18.6.20	○「ピーかんバディ！」事案 H18.5.6放送の「ピーかんバディ！」において紹介した白インゲン豆を用いたダイエット法を実践した多くの視聴者が健康被害を訴え入院。	番組基準違反	○ 放送した東京放送に対し、総務大臣名による警告を行い、再発防止に向けた取組を強く要請。 ※ 民放連にも要請
H17.3.2	◆「マスメディア集中排除原則違反」事案 第三者名義株式の長年にわたる保有等を通じて、マスメディア集中排除原則に定める出資制限の上限を超えて放送局へ出資が行われてきた事実が判明。	(株式保有)	○ 総務大臣名による警告3社、情報通信政策局長名による警告14社・嚴重注意22社、地方総合通信局長名による嚴重注意32社。 ○ 社内における株式管理体制の見直しなど再発防止に向けて必要な具体的措置を講じ、第三者名義株式の解消結果を含めその措置状況を3か月以内に報告・公表するよう要請。 ○ 同様の事態が繰り返し生ずる場合には、電波法第76条に基づく行政処分を行うことがありうることを警告(警告社のみ)。 ※ 関係団体(日本民間放送連盟、日本コミュニティ放送協会、日本新聞協会)にも同原則の遵守・徹底を要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H16.6.22	○いわゆる「政党広報番組」事案 H16.3.20に、自民党一党だけの政党広報番組である「自民党山形県連特別番組 三宅久之のどうなる山形！～地方の時代の危機～」という番組(85分番組)を放送。	政治的公平	○ 放送した山形テレビに対し、情報通信政策局長名による厳重注意を行い、放送法の遵守への取組の徹底を強く要請。
	○「ビートたけしのTVタックル」事案 H15.9.15放送の「ビートたけしのTVタックル」において、過去の国会における北朝鮮の拉致問題が取り上げられた際の模様を報道した際、藤井孝男衆議院議員の実際とは違う別の場面のやじの映像を編集し放送。 (H16.6.7に訂正放送を実施)	虚偽報道 政治的公平	○ 放送したテレビ朝日に対し、情報通信政策局長名による厳重注意を行い、再発防止策等必要な措置を講ずるよう要請。
	○「ニュースステーション」事案 衆議院総選挙投票日(H15.11.9)直前のH15.11.4放送の「ニュースステーション」において、16分間にわたり「菅民主党の閣僚名簿発表」を取り上げ放送。		
H11.6.21	○「ダイオキシン報道」事案 H11.2.1放送の「ニュースステーション」において、所沢のダイオキシン問題に関し不正確な表現の報道が行われ、一部地域の農業生産者に迷惑をかけ、あるいは、視聴者に混乱を生じさせた。	放送法の目的等 番組基準違反 訂正放送	○ 放送した全国朝日放送に対し、郵政大臣名による厳重注意を行い、放送法及び自社番組基準の遵守・徹底への取組を強く要請。 ○ 取組状況を当分の間、四半期毎に報告するよう要請。
H10.4.6	○アニメ「ポケモン」事案 H9.12.16放送のアニメ番組「ポケットモンスター」を見ていた児童を含め約700人が発作等の異常を来し、病院に搬送された。	放送法の目的等	○ 放送したテレビ東京に対し、放送行政局長名による厳重注意を行い、ガイドラインの策定など再発防止措置の充実に取り組むよう強く要請。

年月日	事案	カテゴリ	指導内容
H8.5.17	○「オウム報道」事案 坂本弁護士のインタビューテープをオウム真理教幹部に見せ、公開捜査後そのことを通報しなかった。また、事実に反する社内調査結果を発表した。	放送法の目的等	○ 放送した東京放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、再発防止に向けて、番組制作体制の見直し、職員の研修等具体的な措置を講ずることを強く要請。 ※民放連、NHKにも要請
H6.9.2	○「椿発言」事案 H5.9.21に開催された民放連の放送番組調査会において、テレビ朝日の椿報道局長が政治的公平性に違反した放送を行ったと疑われる発言をした。	放送法の目的等	○ 全国朝日放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意。 ○ 取組状況を、当分の間、年度当初に報告するよう要請。
H5.3.19	○「奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン」事案 H4.9.30等3日間に放送したNHKスペシャル「奥ヒマラヤ 禁断の国・ムスタン」において、スタッフが高山病を装った、人為的に落石を起こした、道でない場所を撮影して流砂のため道がなくなったとした。 (H5.2.4に訂正放送を実施)	虚偽報道	○ 放送した日本放送協会に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、放送法及び番組基準等の遵守・徹底、放送番組制作過程におけるチェック機能の活性化等再発防止への取組を強く要請。 ○ 取組状況を、当分の間、四半期毎に報告するよう要請。
S60.11.1	○「アフタヌーンショー」事案 S60.8.20放送の「アフタヌーンショー」において、担当ディレクターが少年少女に暴力行為を行うよう示唆し、これを収録し放送した。 (S60.10.28に訂正放送を実施)	虚偽報道	○ 放送した全国朝日放送に対し、郵政大臣名による嚴重注意を行い、放送法令及び番組基準を遵守し、真摯な取組を強く要請。